

【認定手数料及び監査手数料】

区 分	認定手数料の内訳	請求単位	金 額
有機農産物および有機飼料の 生産行程管理者	申請料	生産者ごと	10,000円
	検査日当 (1人あたり)	1日(8時間)	25,000円
		半日(4時間)	15,000円
	審査料	認定対象ほ場ごと	5,000円
有機加工食品の生産行程管理者であって 農場内加工の範疇のもの(注1)	申請料	申請単位ごと	20,000円
	検査日当 (1人あたり)	1日(8時間)	30,000円
		半日(4時間)	20,000円
	審査料	認定対象施設ごと	10,000円
前記以外のもの(注2)	申請料	申請単位ごと	30,000円
	検査日当 (1人あたり)	1日(8時間)	30,000円
		半日(4時間)	20,000円
	審査料	認定対象施設ごと	20,000円

(注1) 認定生産行程管理者等が、自ら栽培する有機農産物および有機飼料を原料として、調整、加熱、製粉、搾汁、塩蔵、単純な成形、乾燥等、家内工業的な加工を行うもの。例：白干梅、干柿、切り干し大根等

(注2) 以下のカテゴリーが含まれます

- ・有機加工食品の生産行程管理者であって農場内加工の範疇に入らないもの
- ・有機農産物、有機加工食品、有機飼料の小分け業者
- ・地鶏肉の生産行程管理者及び小分け業者

(注3) やむを得ない事情により、追加的な検査や審査等が必要になった際の費用については、申請者と協議のうえ、合意した金額を別途請求いたします。

- ① 手数料の請求は実地検査終了後、一括して行います。
- ② 検査の実施に伴う検査員の交通費(公共交通使用の場合、普通運賃、指定席特急料金、普通航空運賃、普通船賃、その他の交通料金。自家用車利用の場合、走行1kmあたり20円と有料道路通行料)、宿泊費(11,800円を上限とする実費)、写真代実費、書類送付料実費を別途請求いたします。
- ③ 検査開始地までの往復に6時間以上を要した場合は10,000円、前泊・後泊を要した場合は15,000円を、検査日当加算分として請求いたします。なお、この両者を併せて請求することはありません。
- ④ 有機農産物および有機飼料の生産行程管理者についての認定手数料には申請者または申請者が所属するグループが所持する、荒茶、粃すり、脱穀などに係る施設の検査を含みます。これらを業者に外部委託している場合は施設1件につき10,000円と検査に要した交通費等の実費を、別途請求いたします。
- ⑤ 是正措置の確認のため再検査を行った場合、検査日当及び②③項の費用を請求いたします。
- ⑥ 上記料金は、請求の日から2週間以内に指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は申請者においてご負担ください。

【別記】 監査手数料の額と徴収方法

監査手数料は上記の申請料を半額とするほかは「認定手数料の額と徴収方法」に準じます。なおこの場合、上記の表及び①から⑥までの記述中、「検査」は「監査」に、また「申請者」は「被監査者」と読み替えます。ただし、監査に際し認定範囲を拡大するための検査を併せて行う場合、当該部分は新規申請と同額とします。

【交付手数料の額】

認定業務規程上の交付根拠	交付する書面	交付の形態	一件あたり金額
第21条第2項(1)	定款	書面	500円
		電磁データ	1,000円
第21条第2項 (2)～(8) 及び 第22条第1項	JAS認定業務案内	書面	無料
		電磁データ	1,000円
	認定業務規程	書面	500円
		電磁データ	1,000円
	認定業務規程の下位規程 及び付属文書類(※)	書面	500円
		電磁データ	1,000円
財務諸表 (貸借対照表及び財産目録)	書面	500円	
	電磁データ	1,000円	
第23条第1項	認定申請書 (添付文書の書式を含む)	書面	500円
		電磁データ	1,000円

① 電磁データはコンパクトディスクにて提供します。

② 郵送を要する場合は、郵送料実費を別途請求いたします。

③ 上記料金は請求の日から2週間以内に指定口座にお振込みください。なお振込手数料は申請者においてご負担ください。

【JAS講習会受講料】

講習区分		受講料	聴講料
有機	農産物および飼料の生産行程管理者	15,000	3,000
	加工食品の生産行程管理者・小分け業者	20,000	3,000
	地鶏肉の生産行程管理者・小分け業者	20,000	3,000